

四日市市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第57号

四日市市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

四日市市旅館業法施行細則（平成20年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基準の緩和)</p> <p>第3条 省令第5条第1項第1号及び第3号に掲げる施設については、条例第2条第2号、第6号及び第7号に掲げる基準並びに条例第3条第2号及び第4号から第7号までに掲げる基準によらないことができる。</p> <p>2 公衆衛生の維持又は善良な風俗の保持の見地から市長が条例第2条第2号に掲げる基準及び条例第3条第2号に掲げる基準を適用する必要がないと認める施設については、これらの基準によらないことができる。</p>	<p>(基準の緩和)</p> <p>第3条 省令第5条第1項第1号及び第3号に掲げる施設（次号において「<u>季節的利用等施設</u>」という。）については、条例第2条第2号、第6号及び第7号に掲げる基準並びに条例第3条第2号及び第4号から第7号までに掲げる基準によらないことができる。</p> <p>2 公衆衛生の維持又は善良な風俗の保持の見地から市長が条例第2条第2号に掲げる基準及び条例第3条第2号に掲げる基準を適用する必要がないと認める<u>季節的利用等施設</u>については、これらの基準によらないことができる。</p>

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)